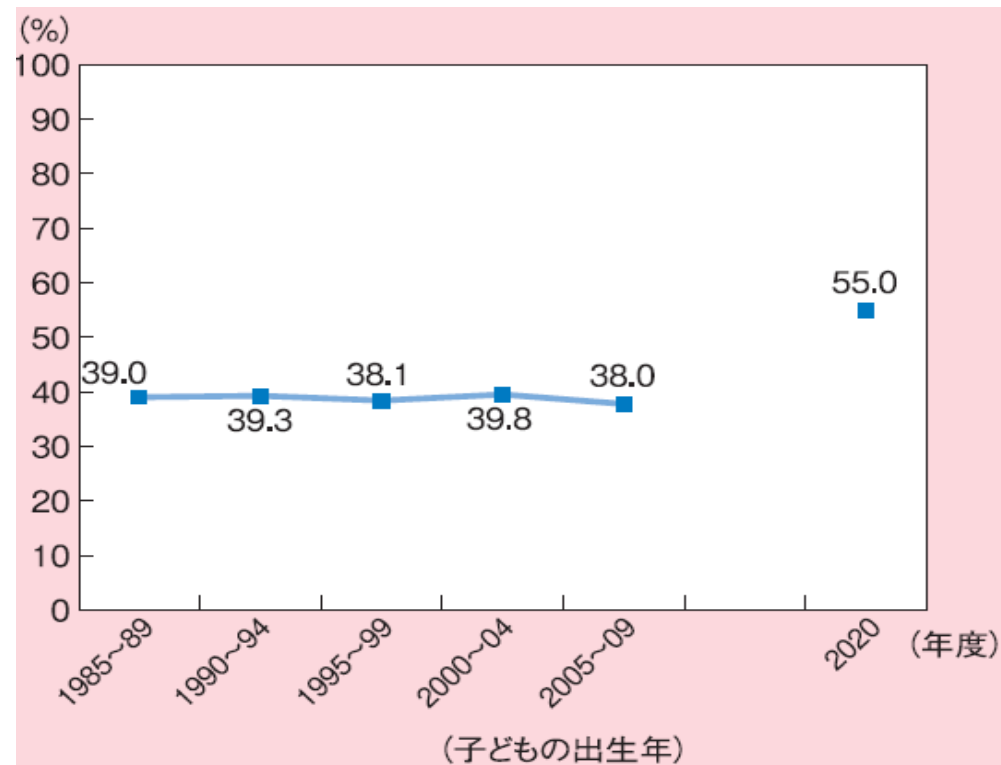


成果目標⑤：第1子出産前後の女性の就業継続率

○長期的には、ほぼ横ばいで推移しているものの、子どもの出生年が2005～2009年である女性の就業率は38.0%となり、同2000～2004年である女性の就業率に比べ低下している。



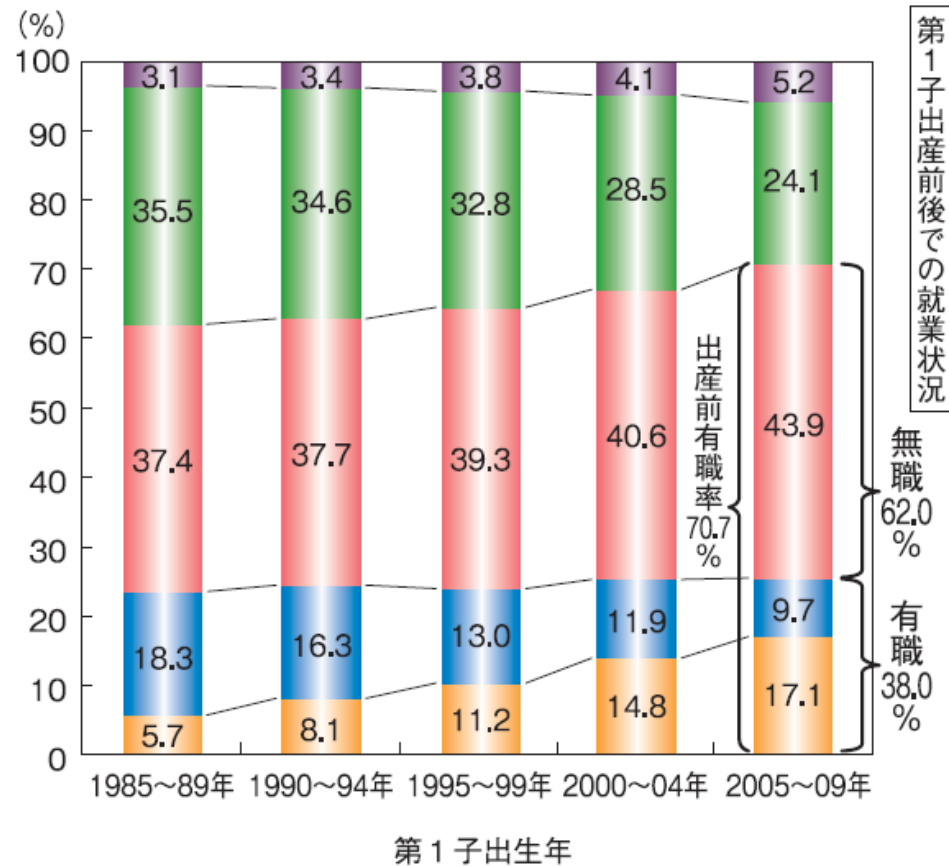
(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

関連データ

出産前有職者に係る第1子出産前後での就業状況

○妊娠判明時に就業していた女性の割合はこの20年間で約9ポイント増加し、70.7%になっているが、出産後も継続して就業している割合はそのうち4割弱で推移しており、長期的にあまり変化しておらず、第1子出産を機に離職する女性の割合は依然として高い。



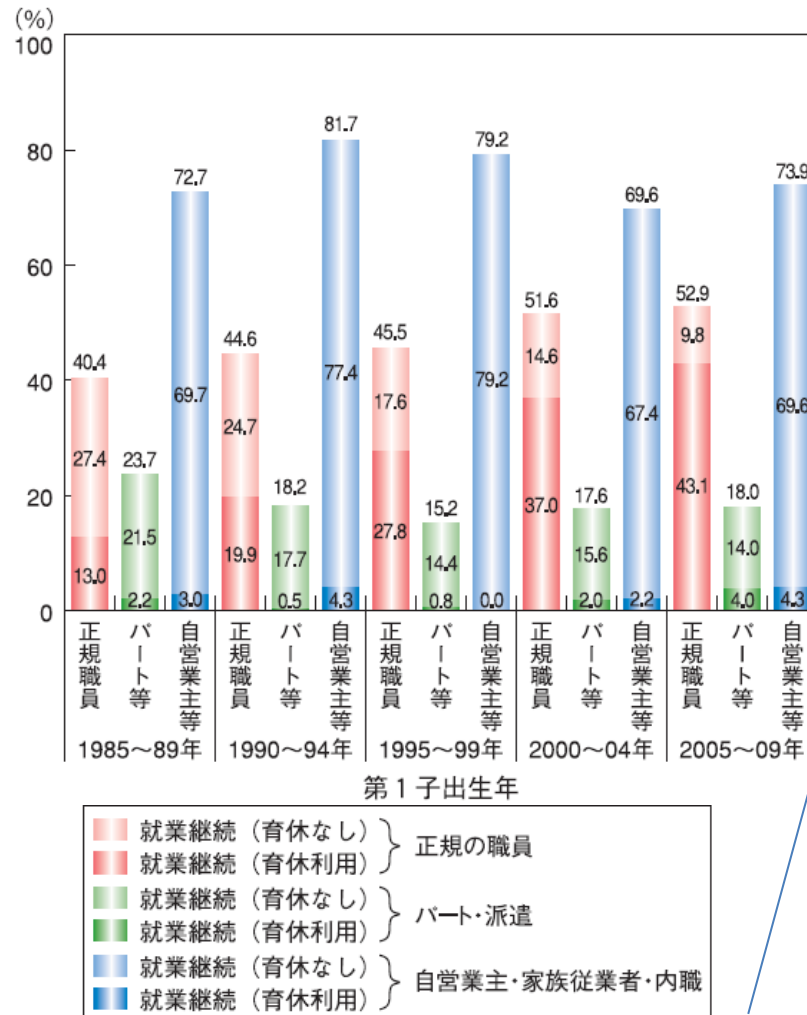
（備考）

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）
 ー妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続（育休なし）
 ー妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職
 ー妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職
 ー妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

関連データ

就業形態別にみた出産前有職女性の就業継続率

○正規職員は就業継続者が5割を超えているのに対し、パート等は2割に達していない。

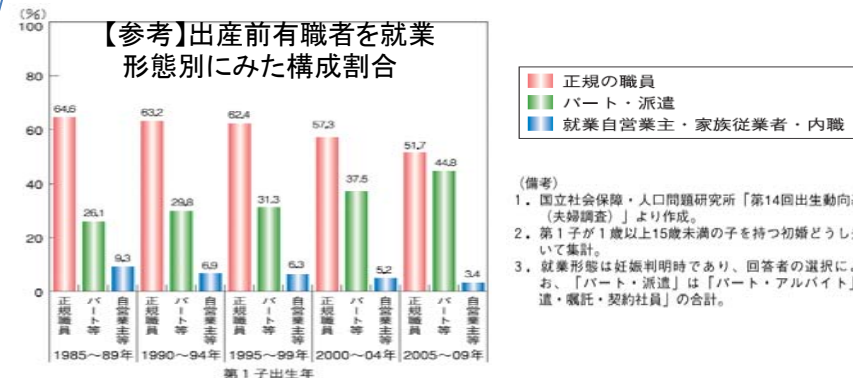


(備考)

- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴
就業継続（育休利用）
—妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
就業継続（育休なし）
—妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
- 就業形態は妊娠判明時であり、回答者の選択による。なお、「パート・派遣」は「パート・アルバイト」、「派遣・嘱託・契約社員」の合計。

※育児・介護休業法上、期間を定めて雇用される労働者のうち育児休業をすることができる労働者は、①～③に該当する労働者である。

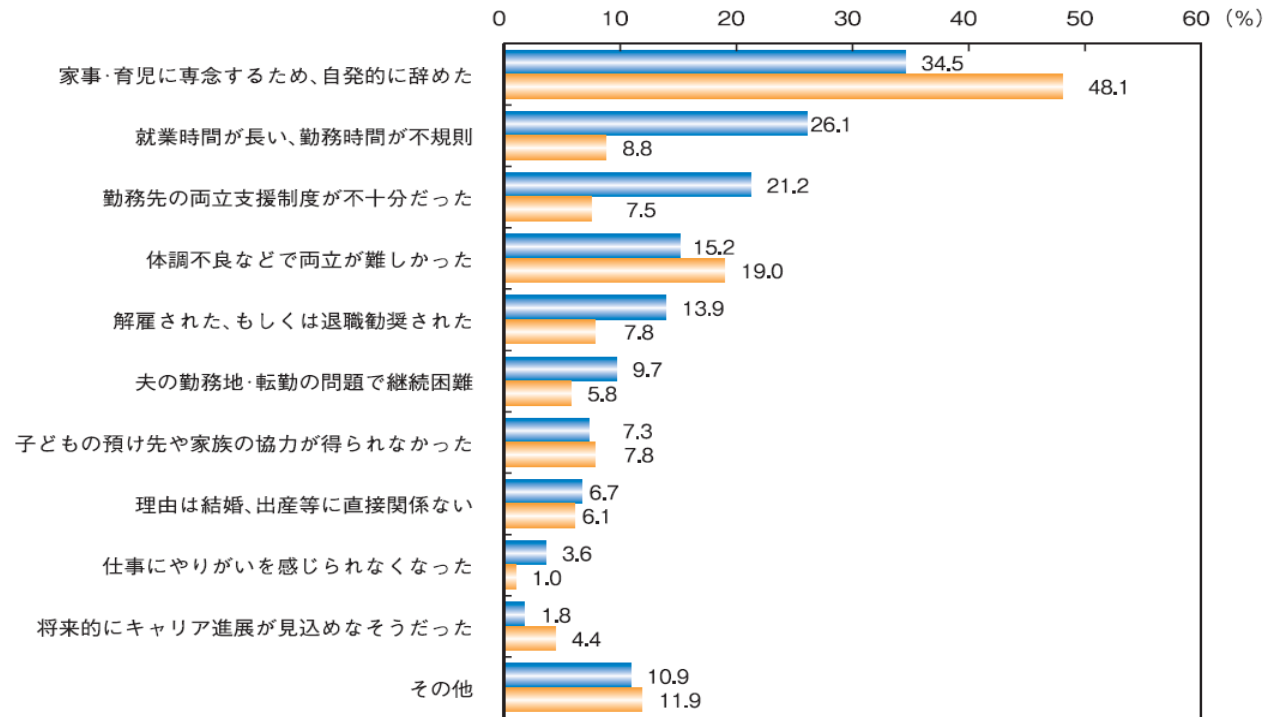
- 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- 子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと



関連データ

末子妊娠時の就業形態別末子妊娠・出産時の退職理由

○正社員、非正社員ともに「家事・育児に専念するため、自発的に辞めた」が最も多い。



■ 末子妊娠時・女性（正社員）n=165 ■ 末子妊娠時・女性（非正社員）n=295

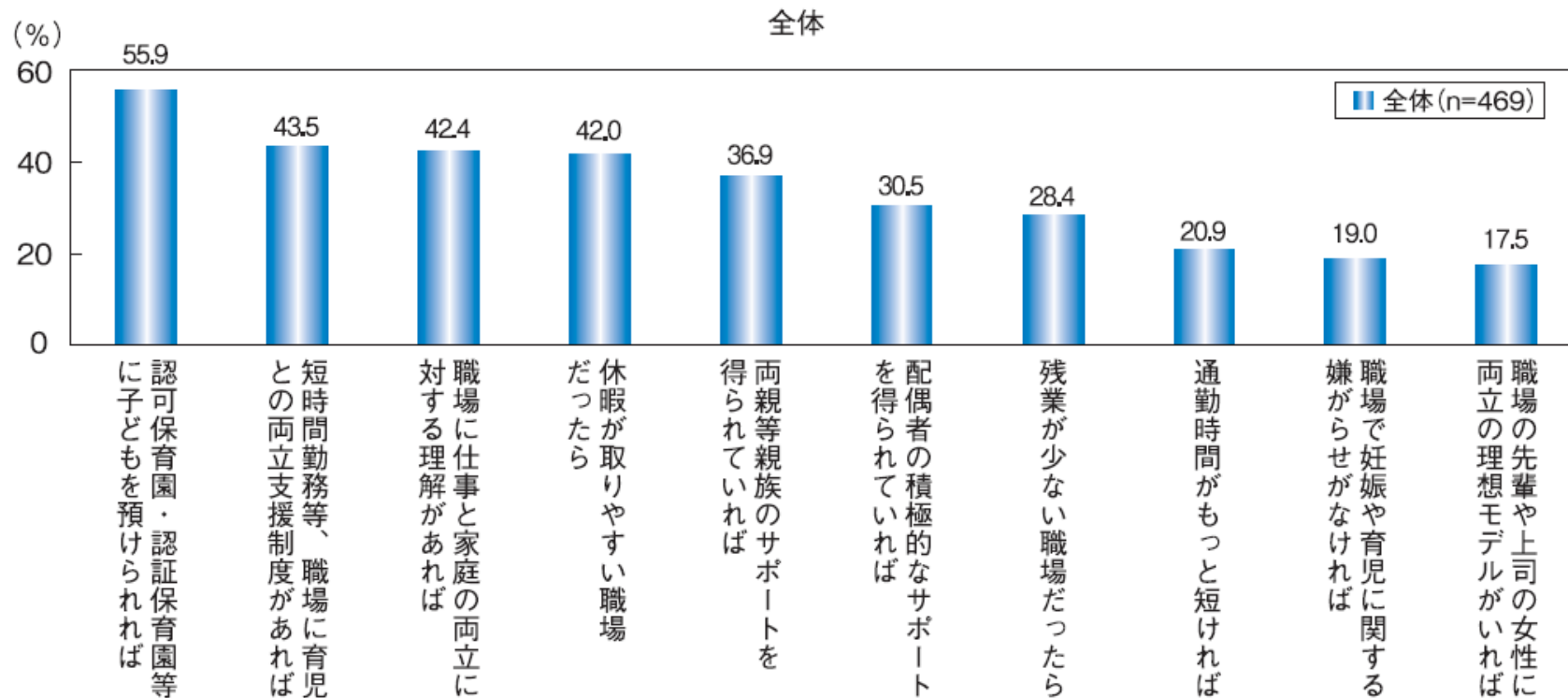
（備考）

- 厚生労働省委託事業「平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書（労働者アンケート調査）」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）より作成。
- 複数回答。
- 集計対象は、①から③の者
 - 末子を妊娠中に退職した。
 - 末子の産前産後休業中、又は産休復帰後間もない時期に退職した。
 - 末子の育児休業中、又は育児休業間もない時期に退職した。
- 就業形態は回答者の選択による。

関連データ

就業継続に必要だったと思うこと

○正社員・非正社員ともに「認可・認証保育園等に子どもを預けられること」が最も多い。



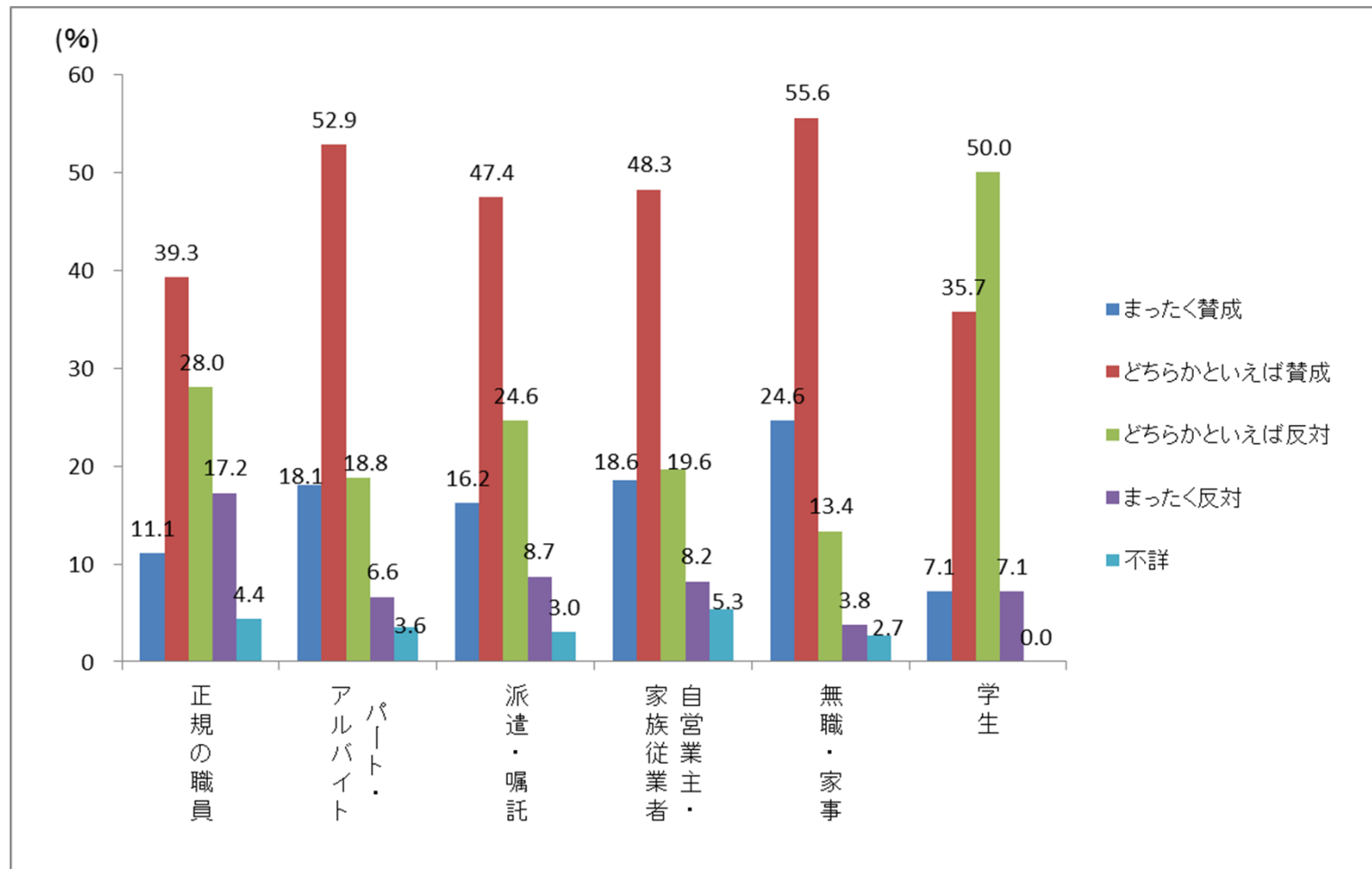
(備考)

1. 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」(平成25年度)の速報より作成。
2. 6歳未満の子(第1子)と同居中で、妊娠判明時、従業員数が30人以上の企業(業種は不問。)に雇用されていた20歳以上の女性(当時、正社員及び週の労働時間が30時間以上の非正規社員。)が調査対象。
3. 上位10項目を抽出している。
4. 複数回答。

関連データ

「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たずに家にいるのが望ましい」に賛成の妻の割合(就業形態別)

○「まったく賛成」、「どちらかといえば賛成」の割合が、正規の職員では約50%なのに対し、それ以外の雇用形態では6割を超えている。また、学生においては、「反対」の割合が「賛成」を上回っている。

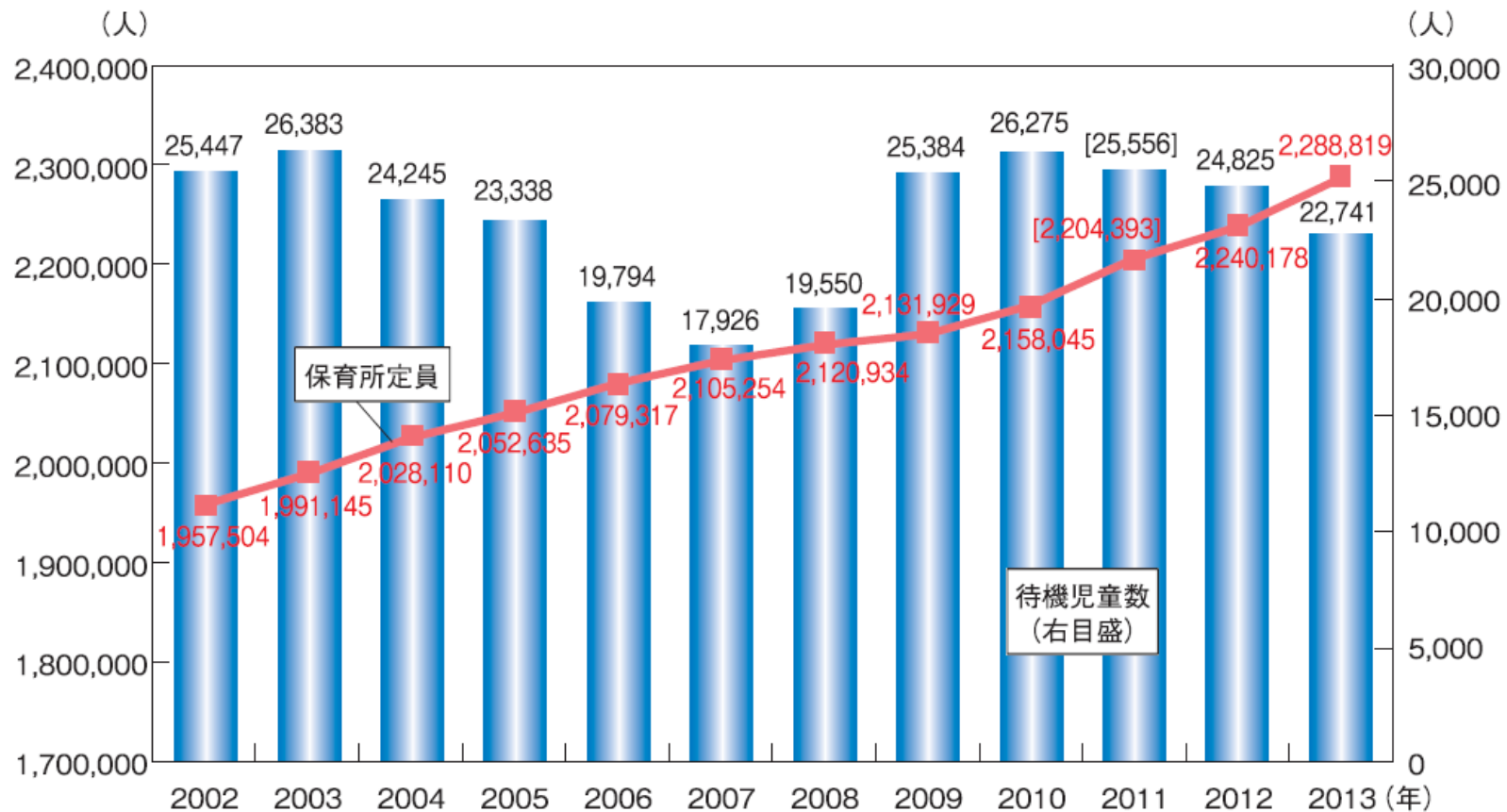


(備考)厚生労働省「第14回出生動向基本調査」より作成

関連データ

待機児童数と保育所定員の推移

○保育所定員は増加しているが、待機児童数に大きな減少はなく、引き続き保育所をめぐる状況は深刻。



(備考)

1. 厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」より作成。
2. 2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

関連データ

育児休業取得率

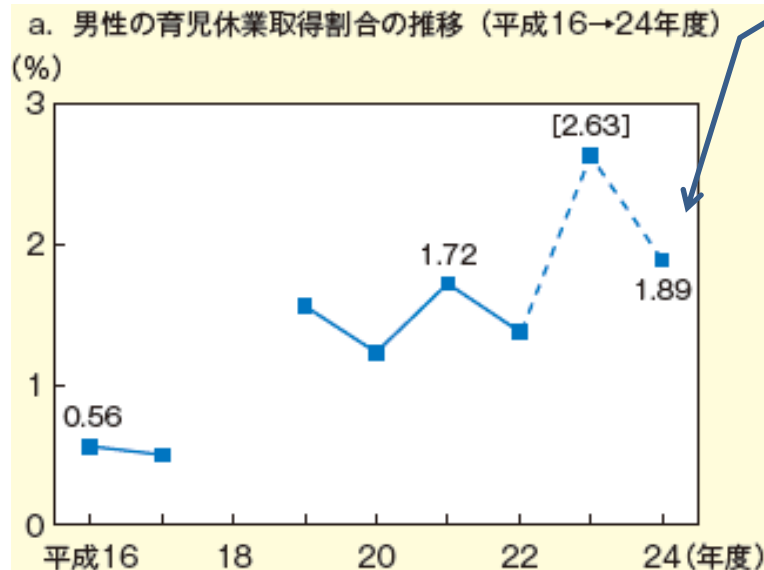
○男性の育児休業等の制度利用者の割合は依然低い状況となっている。

(注)平成25年度は2.03%

○女性においては、8割以上が育児休業を取得している。

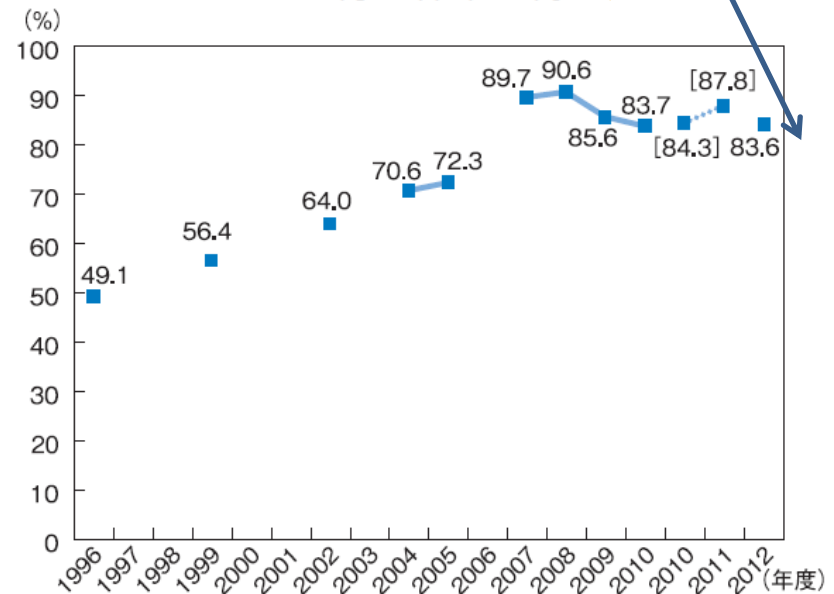
(注)2013年度
83.0%

(注)平成25年度
2.03%



- (備考) 1. (a. について) 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より作成 (調査対象「常用労働者5人以上を雇用している民営事業所」)。ただし、平成18年度は、調査対象が異なる (「常用労働者30人以上を雇用している企業」) ため計上していない。19年度以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
2. (a. について) 調査年の前年度1年間 (平成24年度調査においては、22年10月1日から23年9月30日) に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始 (申出) した者の割合。
3. (a. について) [] 内の割合は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

女性の育児休業取得率



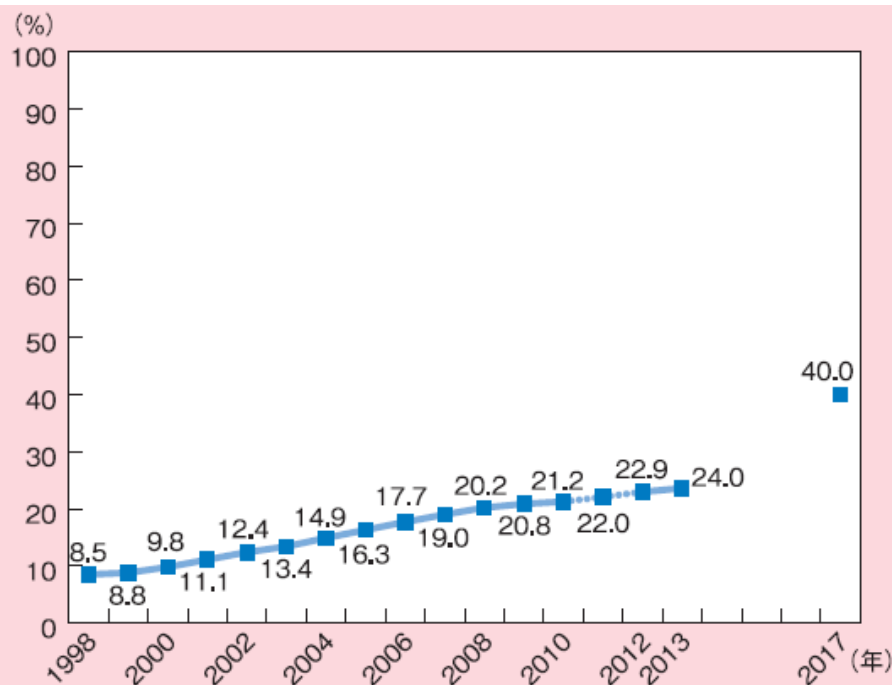
(備考)

- 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、2007年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
- 数値は、調査前年度1年間 (平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間) に出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者 (開始予定の申出をしている者を含む。) の割合。
- 点線の折れ線で示した2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

関連データ

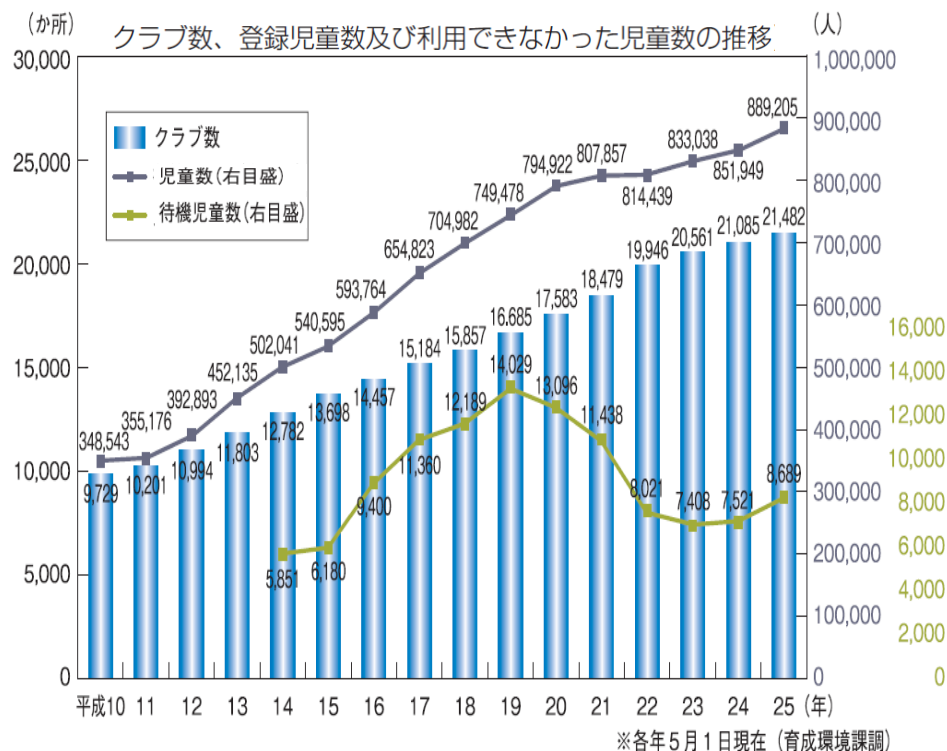
小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを利用している割合

○放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合については、2013年は24.0%となり、引き続き増加している。
クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は最大の平成19年に比べて約6割となっている。



(備考)

- 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。2011年の数値は、岩手県及び福島県の12市町村を除いたもの。
- 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査」による年度値。数値は毎年5月1日現在。2013年の値は速報値。



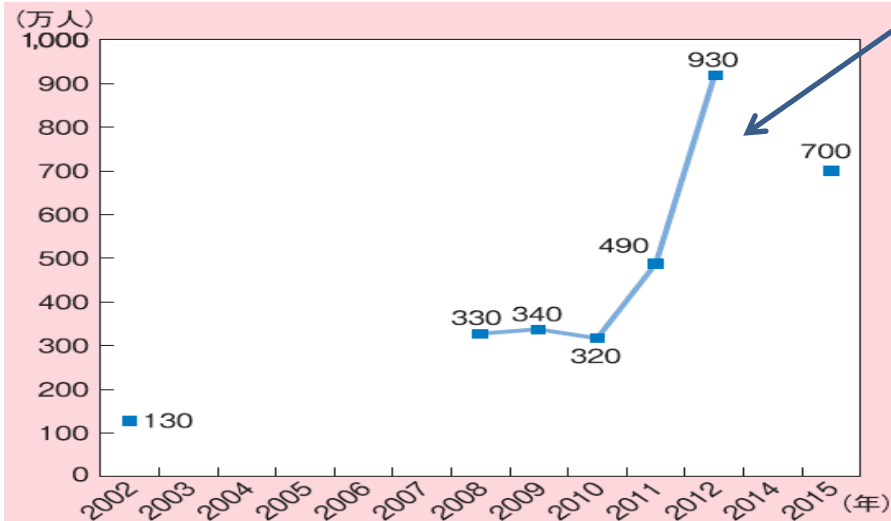
(備考)

- 厚生労働省「平成25年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5月1日現在）」より。
- 平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計。

関連データ

在宅型テレワーカーの数

○2012年の930万人から2013年720万人と減少した。
(2015年までの目標である、「700万人」は上回っている。)

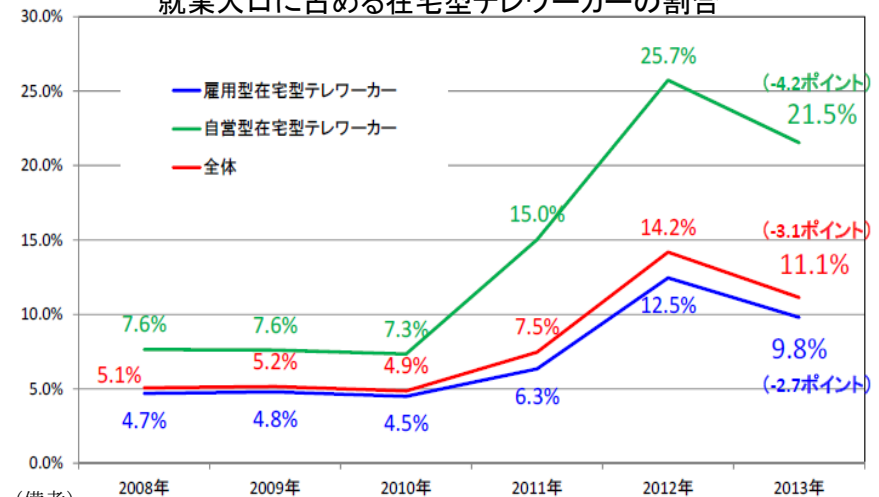


(注)2013年720万人

(備考)

1. 国土交通省「テレワーク人口実態調査」による。
2. 在宅型テレワーカーとは、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事で ICT を利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICT を利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)で ICT を利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人。

就業人口に占める在宅型テレワーカーの割合



(備考)

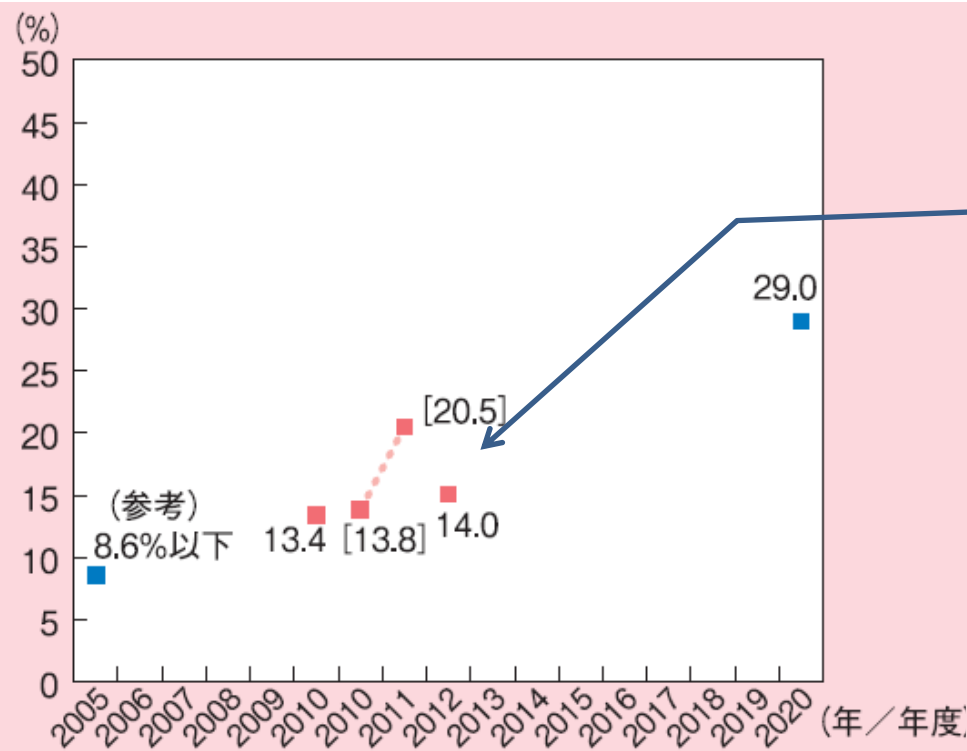
1. 国土交通省「テレワーク人口実態調査」による。
2. 在宅型テレワーカーとは、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人。
3. 雇用型在宅テレワーカーとは、会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人。
4. 自営型在宅テレワーカーとは、個人経営の事業主の人、農家や個人商店などで、仕事を手伝っている家族の人及び家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人。

【「仕事と生活の調和レポート2013」】※最新データを(注)で付記

関連データ

短時間勤務を選択できる事業所の割合

○2012年度の14.0%から2013年度20.1%と上昇している。



(注)
2013年度
20.1%

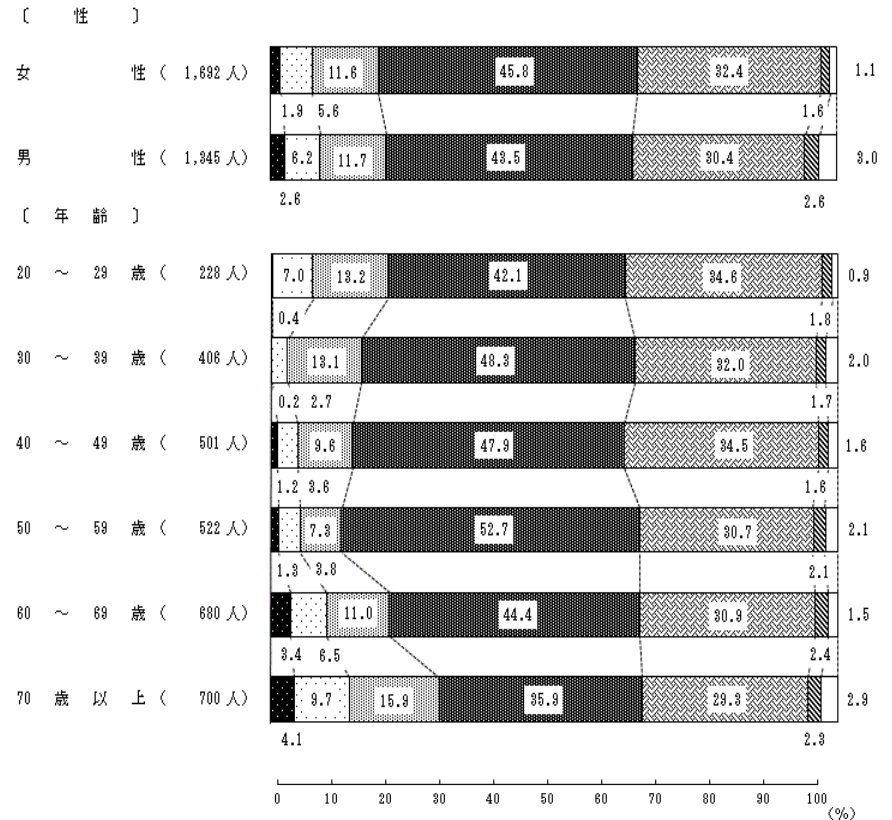
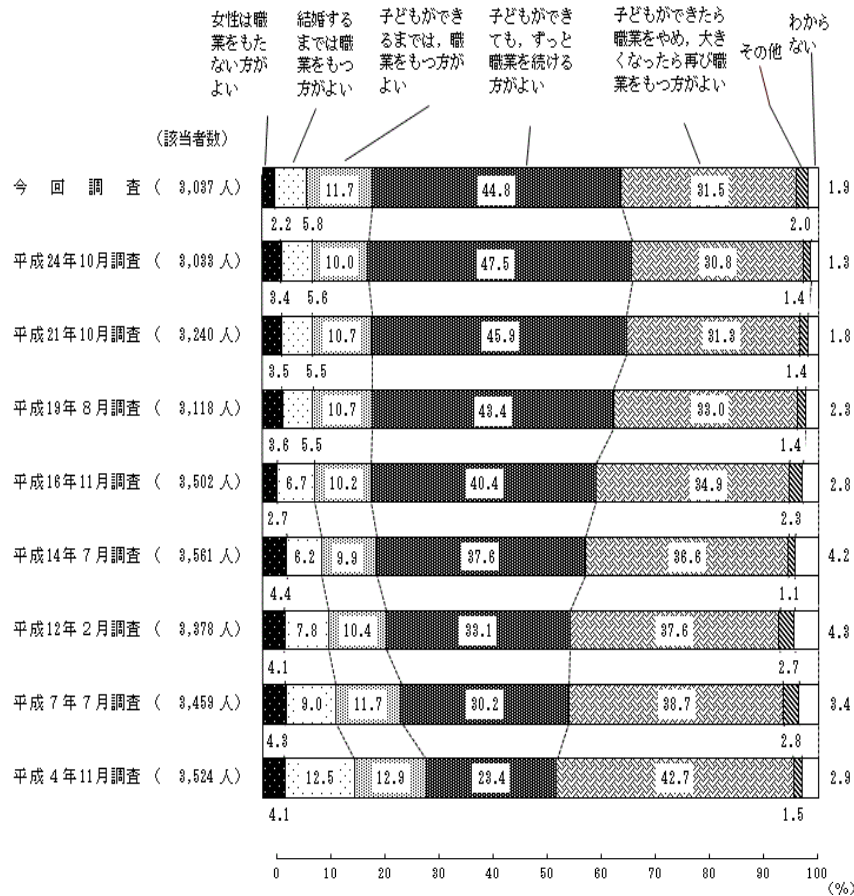
(備考)

- 2010 年度以降の値は「雇用均等基本調査」より作成。フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が、短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務することができる短時間正社員制度（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く。）。2005 年の値は「平成 17 年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成。短時間勤務制の事由（複数回答）のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
- 2010 年以降は年度。点線の折れ線で示した 2010、2011 年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

関連データ

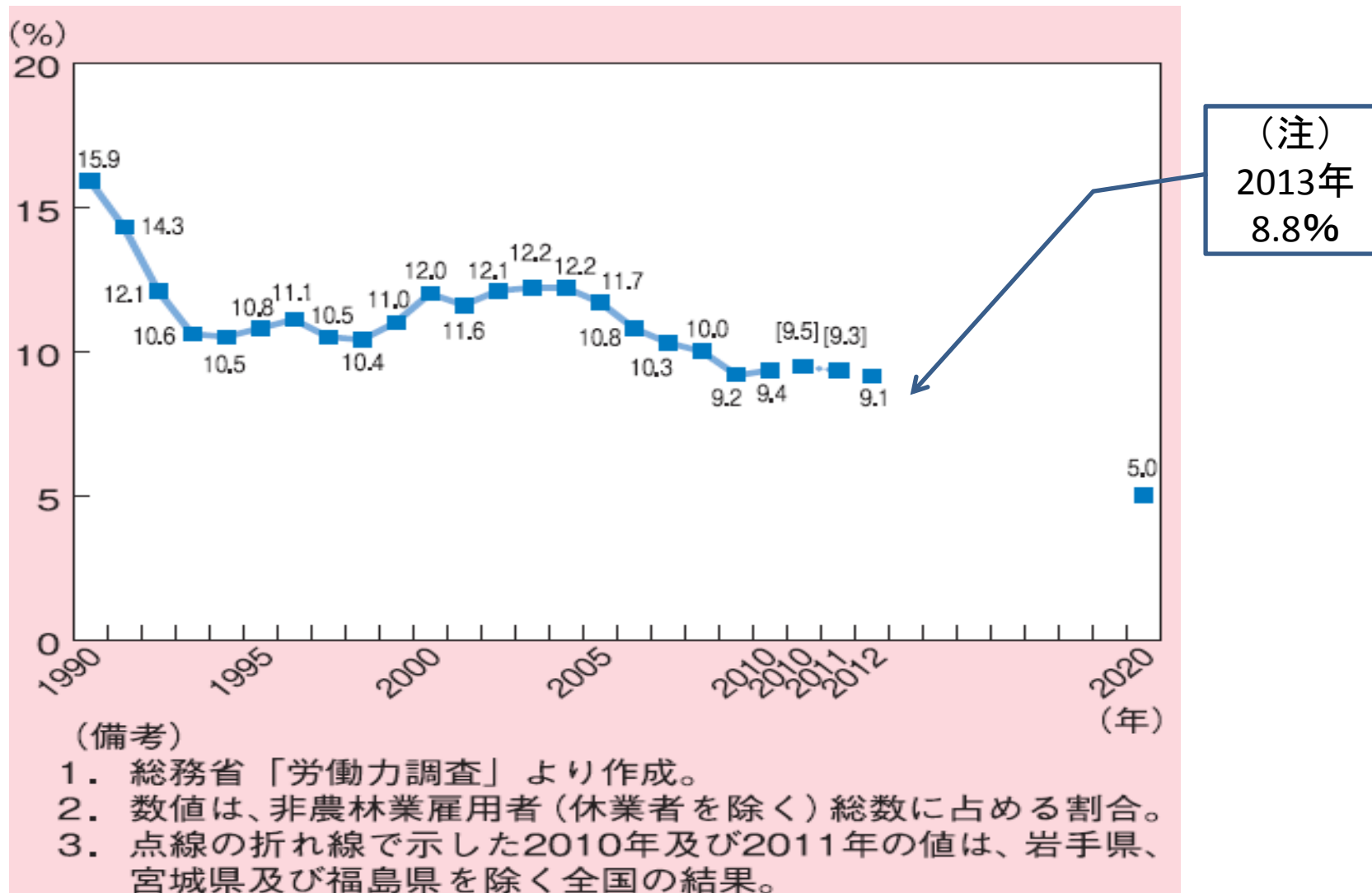
「女性が職業をもつこと」についての考え方

○男女とも「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた者の割合が最も高い



成果目標⑥：週労働時間60時間以上の雇用者の割合

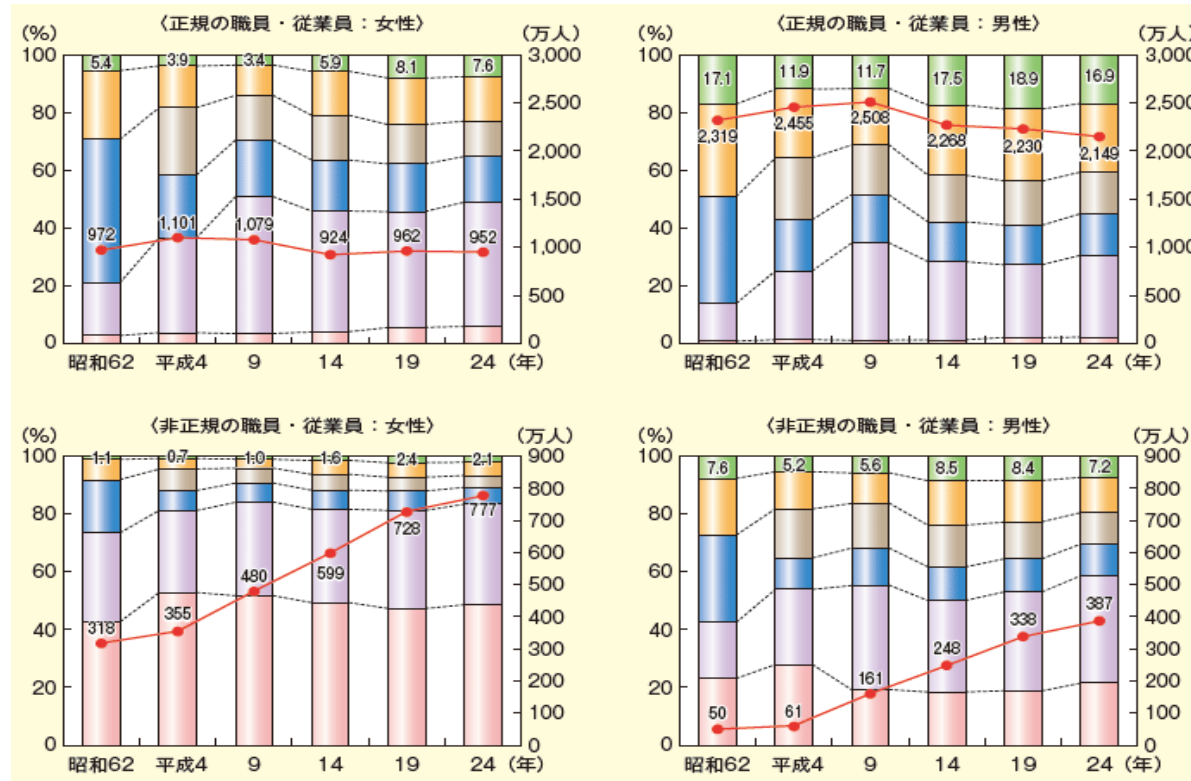
○2009年以降は9%台が続いており、長期的には低下傾向にある。



関連データ

週労働時間60時間以上の雇用者の割合

○正規雇用の男性の約17%、女性の約8%が週60時間以上働いている。
就業形態別にみると、週間就業時間が60時間以上の者の割合には長期的な減少傾向は特定することができない。



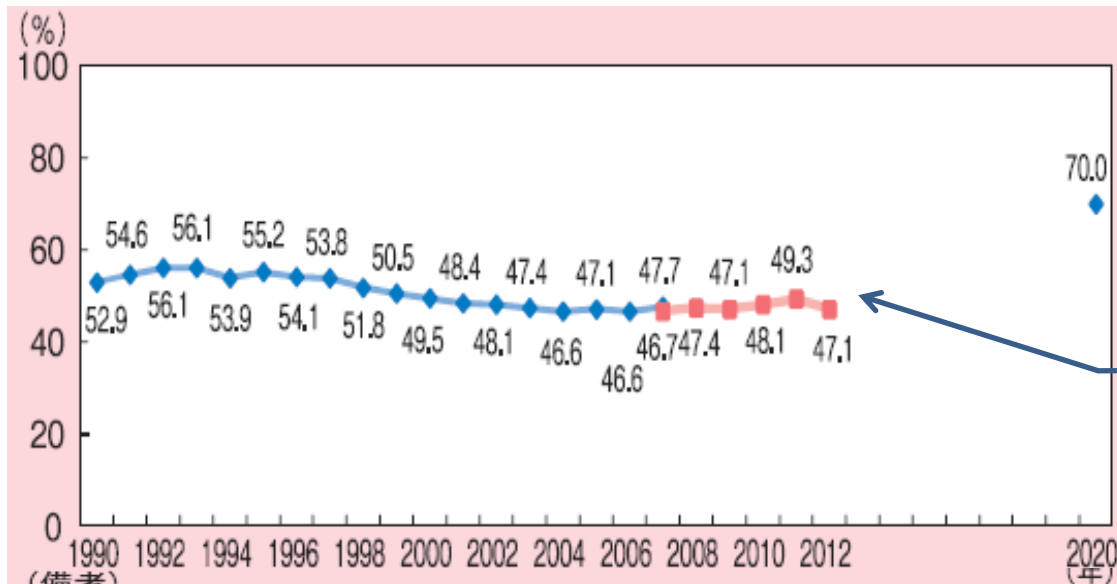
- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「非正規の職員・従業員」について、昭和62年と平成4年は「パート」及び「アルバイト」の合計。9年は「パート」、「アルバイト」、「嘱託など」、「人材派遣企業の派遣社員」、「その他」の合計。14年は「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「派遣社員・嘱託」、「その他」の合計。19年及び24年は「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。
3. 就業時間別の就業者割合は、就業時間不詳を除いて算出している。
4. 昭和62年の「43～45時間」は、「43～45時間」と「46～48時間」の合計。

35時間未満 35～42時間 43～45時間 46～48時間
49～59時間 60時間以上 ● 就業者数(右目盛)

関連データ

年次有給休暇取得率

○2000年以降は50%を下回る水準で推移している。



(注)
2013年
48.8%

(調査対象は備考3に準ずる。)

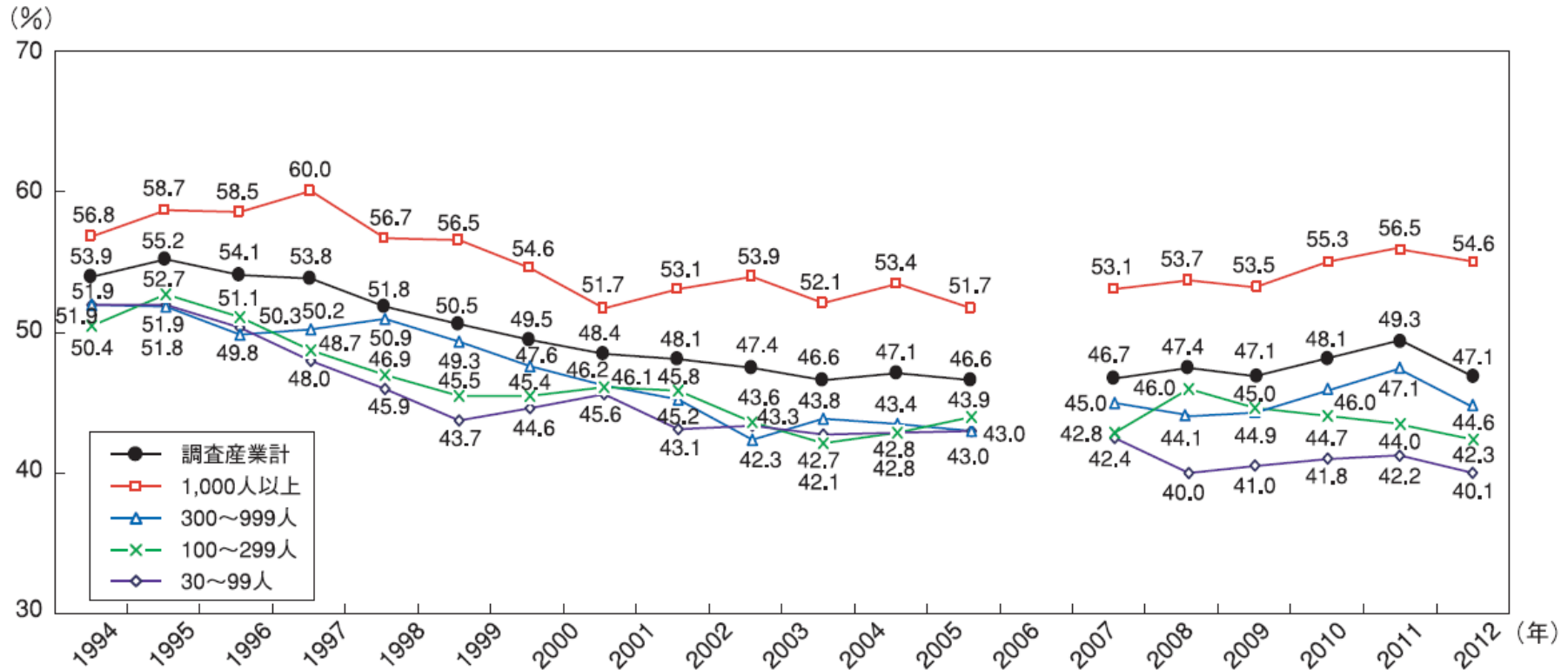
(備考)

1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」
2007年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」
(参考) 2006年以前の調査方法による平均取得率は2007年47.7%、
2008年48.1%、2009年48.2%、2010年49.3%。
3. 2011年、2012年値の調査対象：東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
※国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(2011年4月18日公表)により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等(市区町村単位)。

関連データ

企業規模別の年次休暇取得率

○企業規模が大きいほど取得率が高い。



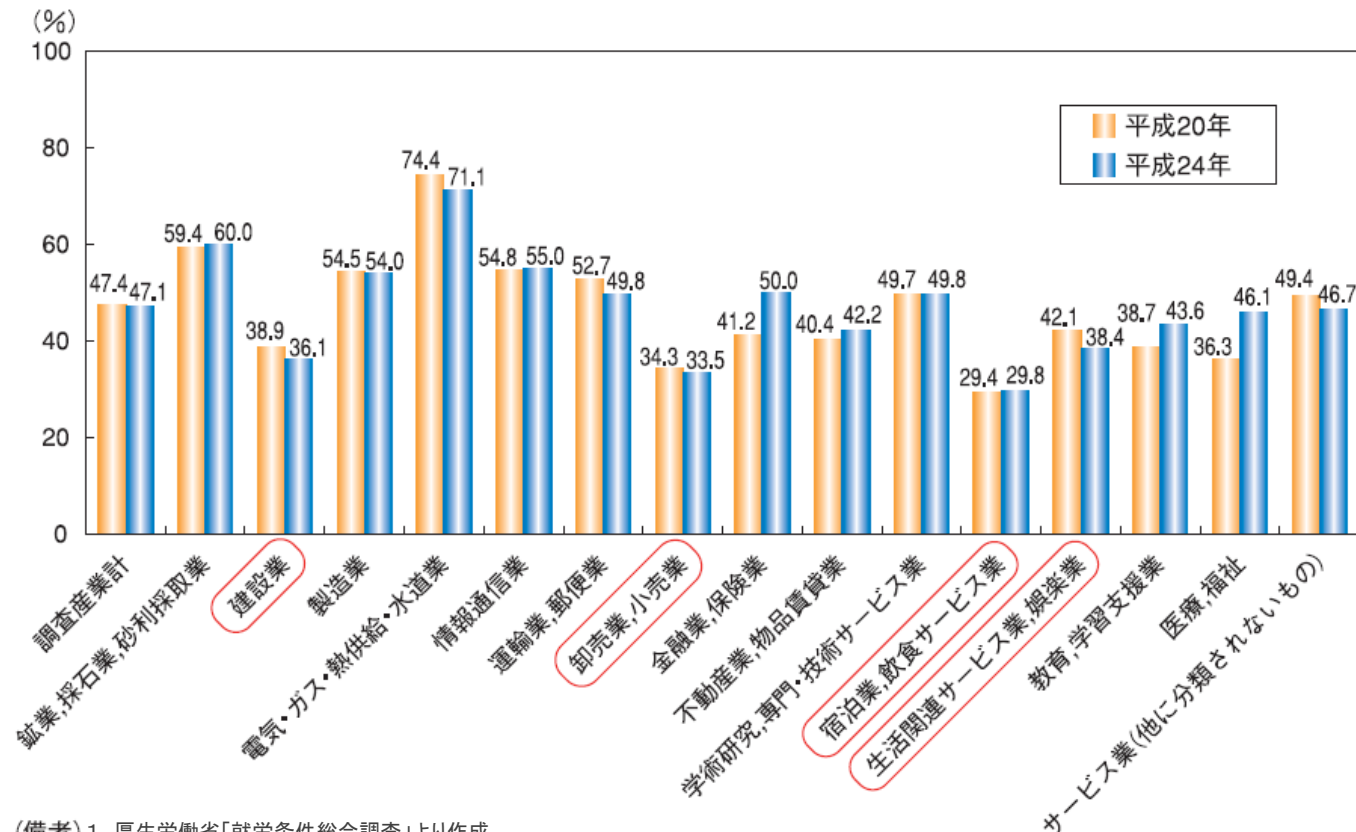
(備考)

1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 調査対象は、2006年までは本社の常用労働者が30人以上の民営企業、2007年からは常用労働者が30人以上の民営企業。
3. 2011年、2012年値の調査対象：東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域（※）から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
 ※国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)」について（第5報）（2011年4月18日公表）により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等(市区町村単位)。

関連データ

業種別の年次休暇取得率

○業種によっては4割に満たないものも見られる。

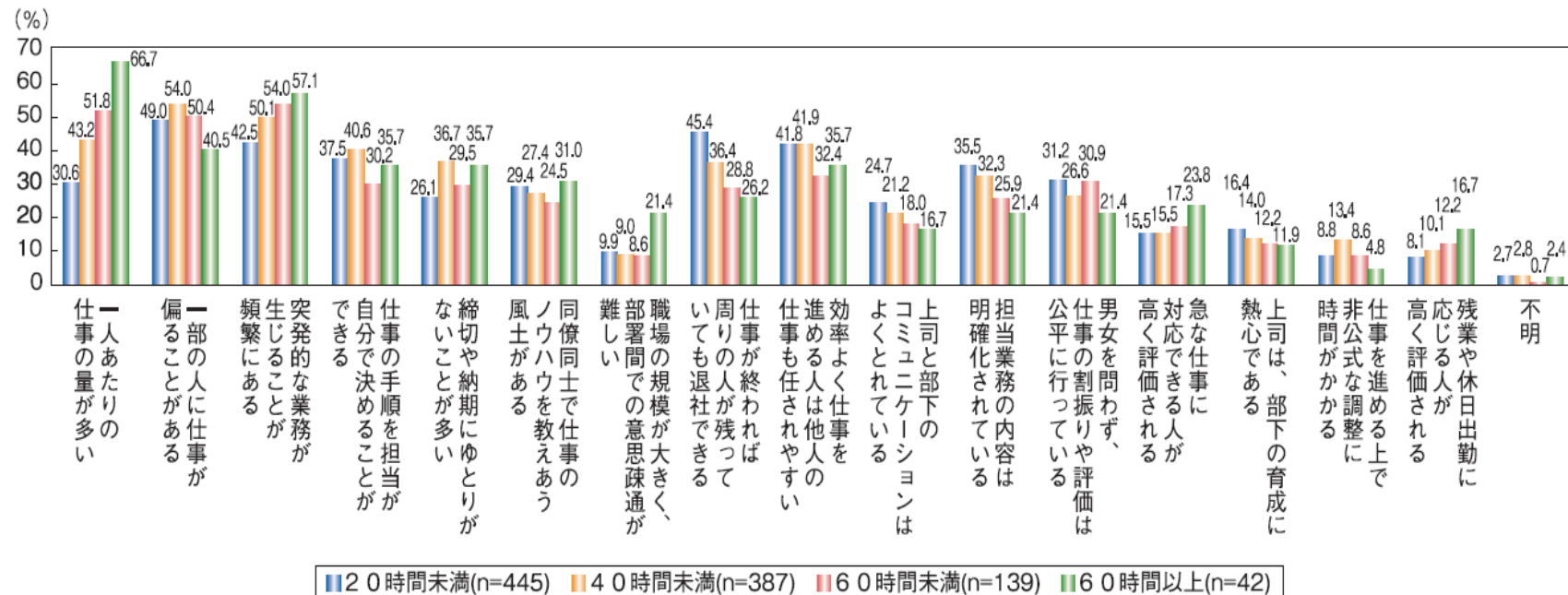


- (備考) 1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成
 2. 調査対象は、常用労働者が30人以上の民間企業。
 3. 平成24年値の調査対象：東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
 ※国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(平成23年年4月18日公表)により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等(市区町村単位)。

関連データ

平均残業時間別にみた仕事や職場の状況

○労働時間が長い正社員には「一人あたりの仕事の量が多い」や「突発的な業務が生じることが頻繁にある」と感じる割合が高い。労働時間が短い正社員には「一部の人に仕事が偏ることがある」や「仕事が終われば周りに人が残っていても退社できる」と感じる割合が高くなっている。



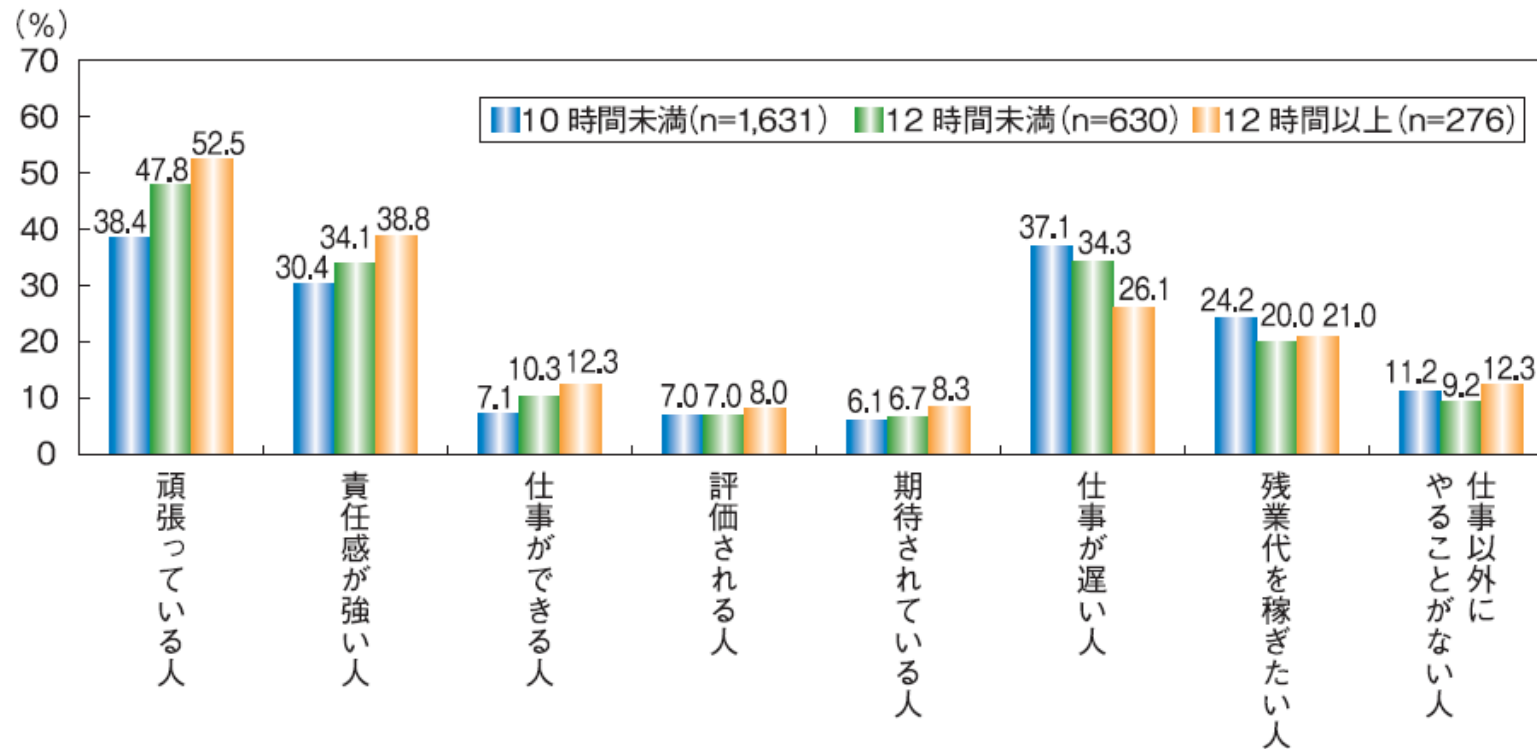
(備考)

1. 内閣府「企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査」（平成25年度）の速報より作成。
2. 従業員数が100人以上1,000人未満で、「建設業」「運輸業」「小売業」「飲食業」のいずれかに属する企業の人事部が調査対象。
3. 正社員の残業時間。
4. 複数回答。

関連データ

労働時間別にみた残業に対する上司の評価イメージ〔個人調査〕(正社員)

○労働時間が長い正社員ほどポジティブな評価をしていると感じる割合が高く、短い正社員ほどネガティブな評価をしていると感じる割合が高い。



(備考)

1. 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」(平成25年度)の速報より作成。
2. 従業員数が30人以上の企業(業種は不問。)に雇用されている20～59歳の男女(正社員)が調査対象。
3. 複数回答。